



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年12月1日火曜日 第162号

◇ 目 次 ◇ 規 則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則.....（広報広聴課）...1034
肥料取締法施行細則の一部を改正する規則.....（農産園芸課）...1035

告 示

農用地利用配分計画の認可.....（農政課農地・担い手対策室）...1036
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（農地整備課）...1037
保安林の皆伐面積の限度の公表.....（森林整備課）...1037
保安林予定森林.....（ ” ）...1039
愛媛県資源管理方針.....（水産課）...1039
瀬戸内海漁業取締規則の規定に基づき、同規則の規定に該当する漁業の地方名称の一部改正.....（ ” ）...1042
土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）...1043
道路の供用開始（県道岩城環状線）.....（東予地方局今治土木事務所）...1044
開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）...1044

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....（農産園芸課）...1044

公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表.....（土木管理課）...1047

規 則

○愛媛県規則第61号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（個人識別符号）</p> <p>第1条の2 条例第2条第2号の2の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号</u></p> <p>(3) <u>船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(6) <u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組員等記号・番号</u></p> <p>(7) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>(8) 省略</p>	<p>（個人識別符号）</p> <p>第1条の2 条例第2条第2号の2の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号</p> <p>(4) 省略</p>

- (9) 省略
- (10) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (11) 省略
- (12) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (14) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (15) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (16) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (17) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号
- (18) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号
- (19) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号
- (20) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (21) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (22) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (23) 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (24) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (25) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (26) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (27) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (28) 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (29) 省略

(18) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第62号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和25年愛媛県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p align="center">肥料の品質の確保等に関する法律施行細則</p> <p>第1条 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第10条の規定による肥料登録証の様式は、別記様式第1号による。</p> <p>第3条 法第4条第1項第7号若しくは第3項の規定により知事の登録を受けた普通肥料又は法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料の生産業者は、毎年2月末日までに、前年中に生産し、又は出荷した普通肥料の種類別数量を、別記様式第3号によつて、知事に報告しなければならない。</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>様式第1号（第1条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定により次のとおり登録した。</p> <p>省略</p> </div> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第19条第2項の規定により次のとおり事故肥料の譲渡を許可する。</p> <p>ただし、肥料の品質の確保等に関する法律施行令（昭和25年政令第198号）第8条の規定により事故肥料成分票を付することを命ずる。</p> <p>省略</p> </div> <p>様式第4号（第4条関係） 省略</p> <p>様式第5号（第5条関係） 省略</p>	<p align="center">肥料取締法施行細則</p> <p>第1条 肥料取締法 _____（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第10条の規定による肥料登録証の様式は、別記様式第1号による。</p> <p>第3条 法第4条第1項第7号若しくは第2項の規定により知事の登録を受けた普通肥料又は法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料の生産業者は、毎年2月末日までに、前年中に生産し、又は出荷した普通肥料の種類別数量を、別記様式第3号によつて、知事に報告しなければならない。</p> <p>第4条 前条の普通肥料で知事の定めるものの生産業者は、当該普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部に知事の定める表示事項を表示しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により普通肥料及び表示事項を定めるときは、これを告示する。</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>様式第1号（第1条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>肥料取締法 _____（昭和25年法律第127号）第7条の規定により次のとりに登録した。</p> <p>省略</p> </div> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>肥料取締法 _____（昭和25年法律第127号）第19条第2項の規定により次のとおり事故肥料の譲渡を許可する。</p> <p>ただし、肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号）第18条 _____ の規定により事故肥料成分票を付することを命ずる。</p> <p>省略</p> </div> <p>様式第4号（第5条関係） 省略</p> <p>様式第5号（第6条関係） 省略</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする改正規定並びに様式第4号及び様式第5号の改正規定は、令和3年12月1日から施行する。
- この規則施行の際現に交付している改正前の肥料取締法施行細則様式第1号及び様式第2号の規定による書類は、改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行細則様式第1号及び様式第2号の規定による書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1284号

令和2年11月19日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1

項の規定に基づき認可した。

令和2年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
小 倉 末 博	愛媛県東温市	愛媛県東温市北方字胡ノ元甲774番1ほか5筆	5,216
高 橋 公 一	愛媛県西条市	愛媛県西条市飯岡鳥居前311番	1,440
谷 口 貴	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1596番ほか1筆	784
三 曳 友 幸	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市津島町増穂丙796番2ほか1筆	2,386

2 認可年月日
令和2年11月24日

○愛媛県告示第1285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、

○愛媛県告示第1286号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

令和2年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

四国中央市土居町小林地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・小富士地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和2年12月2日から令和3年1月4日まで
- 縦覧場所
四国中央市農業振興センター農林水産課内

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水源かん養保安林	550.18	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）、
	土砂流出防備保安林	20.48	
金生川～加茂川	水源かん養保安林	369.27	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土砂流出防備保安林	817.61	
中 山 川	水源かん養保安林	199.47	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）、
	土砂流出防備保安林	266.58	
今 治 地 区	水源かん養保安林	55.01	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前天下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、
	土砂流出防備保安林	385.48	
重 信 川	水源かん養保安林	267.69	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市（中山町、双海町を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部に限る。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。）、
	土砂流出防備保安林	626.32	
小 田 川	水源かん養保安林	21.26	喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川（一部を除く。）に限る。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。）、伊予市中山町、双海町
	土砂流出防備保安林	73.98	
肱 川	水源かん養保安林	812.02	大洲市、喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。）、西予市宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部を除く。）、野村町（大野ヶ原の一部を除く。）、城川町
	土砂流出防備保安林	107.81	

八 幡 浜 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	14.38	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	57.94	
宇 和 島 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	615.09	宇和島市（三間町及び野川の一部を除く。）、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	112.47	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	18.08	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.84	今治市伯方町
弓 削 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）
上 浦 大 三 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	2.50	松山市（中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。）
四 万 十 川	水 源 か ん 養 保 安 林	542.24	宇和島市（三間町及び野川の一部に限る。）、北宇和郡鬼北町、松野町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	37.10	
仁 淀 川 上 流	水 源 か ん 養 保 安 林	885.64	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）、西予市野村町（大野ヶ原の一部に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	48.18	
東 予	干 害 防 備 保 安 林	19.10	四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。）、新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。）
中 予	干 害 防 備 保 安 林	4.14	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
南 予	干 害 防 備 保 安 林	19.94	八幡浜市、西予市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町（正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。）
東 予	保 健 保 安 林	17.92	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）
今 治 地 区	保 健 保 安 林	29.34	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、今治市玉川町、波方町
中 予	保 健 保 安 林	13.84	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、東温市（上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。）、上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。）、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）
八 幡 浜 ～ 肱 川	保 健 保 安 林	20.96	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇 和 島 ～ 四 万 十 川	保 健 保 安 林	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）、北宇和郡松野町
弓 削 地 区	保 健 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第1287号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

今治市波方町小部字北谷乙140の7、乙141の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

波方町小部字北谷乙140の7・乙141の2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）



○愛媛県告示第1288号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第6項の規定により、愛媛県資源管理方針を次のとおり公表する。

令和2年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 資源管理に関する基本的な事項

(1) 本県の水産業の状況

本県の水産業は、平成30年には生産量が137,663トン、生産額は887億円に上り、全国でも上位に位置している。また、同年における漁業経営体数は3,444経営体であり、水産業は、多くの沿岸地域において中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展のためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の振興を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県の責務

本県は、法第6条の規定に基づき、国とともに資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を要請するものとする。

2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

(2) 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

(3) 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、(1)及び(2)の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年10月農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

(2) 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

6 その他資源管理に関する重要事項

(1) 漁獲量等の情報の収集

ア 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が

資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

イ 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

ウ また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

(2) 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

(3) 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び愛媛県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

(4) その他

資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源については、当該目標が定められるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて、漁獲努力量等のデータを収集して検証を行い、必要に応じ現行の資源管理の取組内容の改善を図る。

また、海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源管理体制の充実強化を図る。

7 愛媛県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても、少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は、別紙1から別紙4までに定めるものとする。

別紙1

1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県いわし、あじ、さばまき網漁業等とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地（以下「住所等」という。）がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	10,086隻

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙2

1 特定水産資源

まあじ

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県いわし、あじ、さばまき網漁業等とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
いわし、あじ、さばまき網漁業等	10,086隻

5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3

1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(4月から6月まで)、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(7月から9月まで)、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(1月から3月まで)とする。

(1) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(4月から6月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

(イ) 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(以下「くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業」という。)

(ウ) 漁獲可能期間

4月1日から同年6月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該管理年度中は、陸揚げした日から3日以内とする。

(2) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(7月から9月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

7月1日から同年9月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該管理年度中は、陸揚げした日から3日以内とする。

(3) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

10月1日から同年12月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該管理年度中は、陸揚げした日から3日以内とする。

(4) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(1月から3月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

1月1日から同年3月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該管理年度中は、陸揚げした日から3日以内とする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割を直近3年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りの1割を本県の留保枠とする。なお、それぞれの知事管理区分の漁獲可能量の最低配分量は1トンとする。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙4

1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ(大型魚)漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該管理年度中は、陸揚げした日から3日以内とする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量の9割とし、残りの1割を留保枠とする。なお、留保枠が1トン未満であるときは1トンとし、知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量から1トンを差し引いた数量とする。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

○愛媛県告示第1289号

瀬戸内海漁業取締規則の規定に基き、同規則の規定に該当する漁業の地方名称（昭和26年9月愛媛県告示第469号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和2年12月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>瀬戸内海漁業取締規則（昭和26年農林省令第62号）第7条の規定に基き、同規則第2条第1項及び第3条に該当する漁業の地方名称を、次のとおり定める。</p> <p>第2条第1項に該当するもの</p> <p><u>小型機船底びき網漁業</u></p> <p><u>機船手繰網漁業</u></p> <p><u>えびこぎ網漁業</u></p> <p><u>自家用釣り餌料びき網漁業</u></p> <p><u>鉄管こぎ網漁業</u></p> <p><u>貝桁網漁業</u></p> <p><u>戦車こぎ網漁業</u></p> <p><u>なまこ桁網漁業</u></p> <p><u>前記7種以外の小型機船底びき網漁業</u></p> <p><u>機船船びき網漁業</u></p> <p><u>瀬戸内海いわし機船船びき網漁業</u></p> <p><u>いわし機船船びき網漁業</u></p> <p><u>さより機船船びき網漁業</u></p> <p><u>雑魚機船船びき網漁業</u></p> <p><u>前記4種以外の機船船びき網漁業</u></p> <p><u>地びき網漁業</u></p> <p><u>雑魚地びき網漁業</u></p> <p><u>前記以外の地びき網漁業</u></p>	<p>瀬戸内海漁業取締規則（昭和26年農林省令第62号）第9条の規定に基き、同規則第2条第1項、第3条第1項、第5条及び第7条に該当する漁業の地方名称を、次のとおり定める。</p> <p>第2条第1項に該当するもの</p> <p><u>打瀬網漁業</u></p> <p><u>打瀬網漁業</u></p> <p><u>けた付打瀬網漁業</u></p> <p><u>潮打瀬網漁業</u></p> <p><u>も打瀬網漁業</u></p> <p><u>雑魚小網漁業</u></p> <p><u>鶏蝦漕網漁業（1名くだ網）</u></p> <p><u>前記6種以外の打瀬網漁業</u></p> <p><u>こぎ網漁業</u></p> <p><u>えびこぎ網漁業</u></p> <p><u>いかこぎ網漁業</u></p> <p><u>なまここぎ網漁業</u></p> <p><u>2そうこぎ網漁業</u></p> <p><u>まんがこぎ網漁業</u></p> <p><u>もこぎ網漁業（もびき網漁業を含む。）</u></p> <p><u>前記6種以外のこぎ網漁業</u></p> <p><u>手繰網漁業</u></p> <p><u>手繰網漁業</u></p> <p><u>も手繰網漁業</u></p> <p><u>雑魚小網漁業</u></p> <p><u>磯繰網漁業又は練網漁業</u></p> <p><u>手繰小網漁業</u></p> <p><u>がぜ網漁業</u></p> <p><u>前記6種以外の手繰網漁業</u></p> <p><u>地びき網漁業</u></p> <p><u>いわし地びき網漁業</u></p> <p><u>あじ地びき網漁業</u></p>

第3条 _____ に該当するもの
省略

- ちぬ地びき網漁業
- たい地びき網漁業
- いかなご地びき網漁業
- このしろ地びき網漁業
- たなご地びき網漁業
- 前記7種以外の地びき網漁業
- 船びき網漁業
- いわし船びき網漁業
- たい船びき網漁業
- あじ船びき網漁業
- さば船びき網漁業
- いかなご船びき網漁業
- このしろ船びき網漁業
- 前記6種以外の船びき網漁業

第3条第1項に該当するもの
省略

- 空釣なわ漁業
- たいらぎこぎ漁業

第5条に該当するもの

- 船びき網漁業
- いわし船びき網漁業
- いわし沖取網漁業
- いわしバツテ網漁業

第7条に該当するもの

- 敷網漁業
- 4そう張網漁業
- あじ、さば敷網漁業
- ぼら敷網漁業
- 磯敷網漁業
- 前記4種以外の敷網漁業
- まき網漁業
- たい、さわら縛網漁業
- いわし揚繰網漁業
- いわし巾着網漁業
- あぢ、さば巾着網漁業
- はまち巾着網漁業
- このしろ繰網漁業
- 前記6種以外のまき網漁業

○愛媛県告示第1290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市大町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年12月1日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	加藤通安	西条市明神木61番地
"	一色信之	西条市明神木92番地1
"	小山喜代実	西条市福武甲1043番地
"	浮田健志	西条市福武甲44番地1

"	本田泰啓	西条市福武甲150番地1
"	柳原和一	西条市福武甲1579番地1
"	曾我健次	西条市福武甲1462番地1
"	丹誠一	西条市福武甲1974番地
"	浮田秀敏	西条市大町41番地2
"	岩間勇次	西条市大町1148番地
"	伊藤福一	西条市大町1079番地3
"	秋山博和	西条市大町176番地
"	高橋元正	西条市大町1058番地
"	戸田康史	西条市福武甲1188番地
"	松本浩希	西条市大町234番地3
"	眞鍋稔	西条市神拝甲66番地
"	木藤計広	西条市大町468番地13
"	加藤武司	西条市朔日市23番地

"	藤田利高	西条市飯岡3188番地
監事	矢野文和	西条市明神木94番地3
"	岡敏夫	西条市福武甲349番地4

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	加藤通安	西条市明神木61番地
"	一色信之	西条市明神木92番地1
"	小山喜代実	西条市福武甲1043番地
"	浮田健志	西条市福武甲44番地1
"	本田泰啓	西条市福武甲150番地1
"	柳原和一	西条市福武甲1579番地1
"	曾我健次	西条市福武甲1462番地1

"	丹誠一	西条市福武甲1974番地
"	浮田秀敏	西条市大町41番地2
"	岩間勇次	西条市大町1148番地
"	伊藤福一	西条市大町1079番地3
"	加藤喜義	西条市大町979番地3
"	高橋元正	西条市大町1058番地
"	藤田正一	西条市福武甲1619番地1
"	戸田秀夫	西条市福武甲1199番地3
"	眞鍋稔	西条市神拝甲66番地
"	木藤計広	西条市大町468番地13
"	加藤武司	西条市朔日市23番地
"	藤田利高	西条市飯岡3188番地
監事	矢野文和	西条市明神木94番地3
"	日野正俊	西条市大町909番地2

○愛媛県告示第1291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月1日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	岩城環状線	越智郡上島町岩城759番3から 同町岩城830番地まで	令和2年12月1日

○愛媛県告示第1292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年12月1日

愛媛県中予地方局長 東公弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建（開）第31号 令和2年11月24日	伊予郡松前町大字中川原字木下573番1、574番3、574番5、574番6	伊予郡松前町大字中川原573番地1 松前町大字中川原区

訓 令

○愛媛県訓令第22号

庁中一般
各地方機関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項	別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農産園芸課	1・2 省略				
	3 肥料の品質の確保等に関する法律の施行に関する事務				
		1 省略			
		2 省略			
	4～16 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農産園芸課	1・2 省略				
	3 肥料取締法	1 肥料の登録及び登録の更新並びに変更等の届出の処理（第7条、第12条、第13条）			—
		2 指定配合肥料の生産業者の届出の受理（県外に住所を有する者に係るものに限る。5の項及び6の項において同じ。）（第16条の2）			—
		3 省略			
		4 省略			
		5 特殊肥料の生産業者及び輸入業者の届出の受理（第22条）			—
		6 販売業務についての届出の受理（第23条）			—
		7 報告の徴収（第29条第1項、第3項）			—
		8 立入検査、質問及び収去（第30条第1項、第3項、第5項、第6項）			—
		9 行政処分の実施（第31条）		—	
10 肥料の指定（第35条）				—	
4～16 省略					

第2条 愛媛県庁事務決裁規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項					別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事項	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者					知事	専決者	
				部長	局長					課長	部長
農産園芸課	1・2 省略					農産園芸課	1・2 省略				
	3 肥料の品質の確保等に関する	1 省略					3 肥料の品質の確保等に関する	1 省略			
								2 施用上の注意等の表示命令（第21条）			—

する 法律 の施 行に 関す る事 務						する 法律 の施 行に 関す る事 務					
4～16 省略						4～16 省略					

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第4 (第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					別表第4 (第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			局 長	専 決 者 部 長 課 長				局 長	専 決 者 部 長 課 長	
産 業 振 興 課	1～14 省略				産 業 振 興 課	1～14 省略				
	15 肥料 の品質 の確保 等に関 する法 律の施 行に関 する事 務					15 肥料 取締法	<u>1 指定配合肥料の生産業者の届 出の受理(第16条の2)</u>			—
							<u>2 特殊肥料の生産業者及び輸入 業者の届出の受理(第22条)</u>			—
							<u>3 販売業務についての届出(第 23条)</u>			—
		<u>1 省略</u>					<u>4 省略</u>			
	<u>2 省略</u>				<u>5 省略</u>					
16～19 省略					16～19 省略					
備考 省略					備考 省略					

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(地方局長の専決事項) 第14条 省略 2～4 省略 5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に 関する事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9)の2 省略 (9)の3 <u>肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2の規 定に基づく指定混合肥料の生産業者の届出の受理に 関すること(県外に住所を有する者に係るものを除く。)</u>		(地方局長の専決事項) 第14条 省略 2～4 省略 5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に 関する事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9)の2 省略 (9)の3 <u>肥料取締法</u> 第16条の2の規定に基 づく指定配合肥料の生産業者の届出の受理に 関すること(県外に住所を有する者に係るものを除く。)	

- (9)の4 肥料の品質の確保等に関する法律第22条の規定に基づく特殊肥料の生産業者及び輸入業者の届出の受理に関する事(県外に住所を有する者に係るものを除く。)
- (9)の5 肥料の品質の確保等に関する法律第23条の規定に基づく販売業務についての届出の受理に関する事(県外に住所を有する者に係るものを除く。)
- (9)の6 肥料の品質の確保等に関する法律第29条第1項及び第3項の規定に基づく報告の徴収に関する事。
- (9)の7 肥料の品質の確保等に関する法律第30条第1項及び第3項の規定に基づく立入検査、質問及び収去に関する事。
- (9)の8～(52) 省略
- 6～9 省略

- (9)の4 肥料取締法 第22条の規定に基づく特殊肥料の生産業者及び輸入業者の届出の受理に関する事(県外に住所を有する者に係るものを除く。)
- (9)の5 肥料取締法 第23条の規定に基づく販売業務についての届出の受理に関する事(県外に住所を有する者に係るものを除く。)
- (9)の6 肥料取締法 第29条第1項及び第3項の規定に基づく報告の徴収に関する事。
- (9)の7 肥料取締法 第30条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づく立入検査、質問及び収去に関する事。
- (9)の8～(52) 省略
- 6～9 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年12月1日から施行する。

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表について

令和2年11月13日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

令和2年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

受験番号
1